

障害者差別解消法教職員対応要領

「障害者差別解消法（以下、解消法）」が 2016 年 4 月より施行されます。解消法は「障害者権利条約」批准のための国内法整備の一環として制定され、キーコンセプトは「不当な差別的取扱いの禁止（以下、差別的禁止）」と「合理的配慮の提供（以下、合理的配慮）」にあります。

差別的禁止は国、地方公共団体、民間事業者、すべてが義務規定となり、合理的配慮は国、地方公共団体が義務規定となります。さらに国には教職員が解消法の趣旨を理解し、組織的に取り組むよう、「職員対応要領（以下、対応要領）」の作成が求められています。

本学が該当する地方公共団体は、対応要領の作成は「努力義務」とされています。しかし、公立大学としての社会的役割や差別解消法の意義を踏まえ、対応要領の作成に約 1 年間取り組んできました。その内容を見ていきましょう。

- 1、定義 障がい個人を個人の要因にとどめるのではなく、環境との相互関係で定義しています。「社会モデル」といわれるものであり学習環境、支援環境を重視する考えです。
- 2、差別的禁止 差別というと罵ったり貶めたりというイメージ

があるかもしれませんが、ここでは、障がいを理由に大学のあらゆる活動への参加を断ること、過重な負担がないのに合理的配慮を行わないことをいいます。

3、合理的配慮 障がいによる困難について直接支援や代替手段を提供すること、環境を整備することです。重要なことは障がいのある人との建設的な対話にあります。コミュニケーションが合理的配慮を支えます。

4、相談体制 多様な生活スタイルの人たちが共に学びますので、調整が必要になることもあります。相談窓口を明記しています。

5、研修と組織体制 差別的禁止や合理的配慮の考え方は、価値観の転換が必要なことがあります。そのため、教職員への研修を行います。また、組織の中で中心的な役割を担う人を監督者として位置付けています。

6、具体例 参考となるような差別事例、合理的配慮事例を列挙しています。

これらのことを毎月議論し、学内パブリックコメントを行い、首都大学東京の対応要領が完成しました。4 月以降は運用が始まります。障がいのある構成員支援の新たな一歩となるでしょう。

「障がいのある学生支援制度」支援スタッフの活動

キャンパスバリアフリーマップ作成

首都大学東京 WEB サイトに掲載されている「キャンパスバリアフリーマップ」の加筆を行いました。10 月～2 月の毎週木曜日に支援スタッフ・障がいのある学生が各所の調査を行い、原稿を作成しました。



平成 27 年度振り返りミーティング

平成 28 年 2 月 8 日（月）に平成 27 年度の支援活動の振り返りを行いました。「視野が広がった」「知り合いが増えた」概ね好評の意見が聴かれ、次年度についても様々なアイデアが出されました。



生協調味料の点字ラベル整備

視覚障がいの人にも使いやすいように、と支援スタッフの気付きから生協食堂の調味料に点字ラベルを整備しました。形状に合わせて点字ラベルを作成するなど、工夫を凝らしました。皆様のご理解、ご協力に感謝いたします。



首都大学東京一時保育施設

シュトダイ キッズ
「首都大 KIDS」

首都大学東京一時保育施設は、このたび開設一周年を迎えました。今後もより多くの方々に親しみを持って利用していただくため、愛称を募集し、決定いたしました。

これからもどうぞよろしくお願ひします！

利用案内はこちらから
<http://www.comp.tmu.ac.jp/diversity/child/index.html>



P03 掲載の交流会の 5 日前に雪が降りました。雪景色で茶室の庭も趣のある風景となりましたが、きれいに咲いていた紅梅の枝が折れてしまいました。非常に残念に思っていたところ、社中のみなさまが枝を切り、火鉢を花器にして美しく生けてくださいました。その他にも手間をかけたおもてなしにたくさんの方を学びました。

首都大学東京 ダイバーシティ推進室
〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 図書館本館 1 階
電話：042-677-1337（直通）／内線 2571 FAX：042-677-1355
E-Mail：diverwww@tmu.ac.jp
URL：http://www.comp.tmu.ac.jp/diversity/
発行日：平成 28 年 3 月 31 日

編集・発行

No.14 March 2016
Newsletter
ダイバーシティ通信



第 3 回バリアフリー講習会

学生支援の経験から発達障がいの理解と対応



2016 年 2 月 15 日（月）図書館本館プレゼンテーションルームにて、第 3 回バリアフリー講習会「学生支援の経験から～発達障がいの理解と対応～」を開催しました。講師には自閉症・発達障がい者支援に長年取り組んでいる「横浜やまびこの里」障害福祉事業部長の小林信篤氏をお招きし発達障がいの基礎知識、大学での対応事例、地域連携についてお話いただきました。

講師プロフィール紹介 小林氏は東京都立大学で心理学を学びました。卒業後に幼稚園教諭として自閉症の子とも出会ったことが自身の原点であるといえます。自閉症の子ともたちも社会で活躍できるようになるために、どのような支援制度や機関が必要かを考え、研究会に通い親の会とともに施設および支援機関の立ち上げや運営に関わりました。一方で自閉症に関する研究を修め、川崎医療福祉大学大学院において「発達障害（TEACCH）コース」の開設に努めました。現在は、横浜市を中心に自閉症・発達障がい者支援に関わっています。

発達障がいについて 発達障がいには自閉症スペクトラム障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などがありますが、いくつかのタイプが重複することが多く、生育過程や生活環境などによっても異なります。個性が高く、多様性があることが発達障がいの一つ目の特徴といえます。

また、従来自閉症は知的障がいを伴うものであると考えられてきましたが、2000 年前後から知的障がいを伴わないこともある、ということが認識されるようになりました。当初、知的障がいを伴う人と伴わない人の割合が 7：3 程度と推測されていましたが、近年では、その割合が逆転していると唱える研究者も出てきています。これは、今まで気付かれなかった人たちに注目が集まるようになった結果であり、今後も変化する可能性があります。このように、社会の影響を受けやすいということが発達障がいの二つ目の特徴とい

えます。大学における発達障がい者支援についても、知的障がいを伴わない人たちの困難に目が向けられるようになった頃から取り組みが始まりました。

大学での対応事例 小林氏が大学で対応した事例をいくつか紹介していただきましたが、共通することは本人と周囲の間には、物事に対する理解と理解に基づく言動にはズレがあることがあるが、そこには、本人なりの理由と論理があることでした。

また、対応の際に心がけるポイントについて、本人の意味理解とコミュニケーション方法の独自性や世界観を理解し、その上で①「抽象的を具体的に」②「情報の整理と視覚化」③「場面に即した適切な行動を伝えること」だといえます。

一方で、支援者は個人で完結せずにチームで対応し、教職員や関係部署と連携することも必要になるといいます。大学においても目的と必要に応じて地域の専門機関（医療機関、行政、発達障害者支援センター、就労支援機関）との連携も求められる、とまとめられました。

質疑応答、感想 入試における配慮について参加者と講師で意見交換がなされ、終了後に講師に相談する方もいらっしゃいました。以下、感想を紹介いたします。

「事例もありとても分かりやすかったです。今まで気付かれなかった人たちが多くに驚きました。自分の考えを広げる機会となりました。」

発達障がいの基礎的な理解から具体的な事例について分かりやすく話していただき、身近なこととして考えることができました。



Contents

1 第 3 回バリアフリー講習会「学生支援の経験から発達障がいの理解と対応」

2 女性のキャリア開発セミナー「私の可能性を掘り出そう!!～理系をいかして公務員のキャリアを考える～」寄稿「一年を振り返って」

3 文化的多様性を持つ構成員交流会「茶道を体験してみよう～喫茶文化で国際交流～」コラム「ダイバーシティとスポーツ」

4 ダイバーシティひとくちメモ支援スタッフの活動首都大学東京一時保育施設

女性のキャリア開発セミナー 「私の可能性を上げよう!!～理系をいかして公務員のキャリアを考える～」

2015年12月22日(火)南大沢キャンパス国際交流会館にて、女性のキャリア開発セミナー「私の可能性を上げよう!!～理系をいかして公務員のキャリアを考える～」を開催しました。

開催にあたり村田啓子ダイバーシティ推進室長から、「自らの進路を考える上で、この貴重な機会を是非活かしてください。」との挨拶がありました。

基調講演では「理系をいかす東京都公務員のキャリアを考える」と題し、東京都教育庁の原真麻子氏よりお話しいただきました。東京都立大学大学院の卒業生でもある原氏は、在籍時は牧野標本館において研究活動を行い、卒業後は東京都教育庁に入庁し、当時鈴木都政の下で進められていた博物館建設を担当しながら、都知事交代による政策転換により突然の“都庁内失職”を経験します。そこで先輩女性の激励も得て海外研修制度に挑戦し、一転、海外の博物館の現場を体験する機会を手に入れました。その最中に小笠原空港建設問題への対応等、新たな任務も経て、現在携わっている世界遺産や文化財の保全といった、専門性の高い業務への道筋を開きました。かつては寺社の現場に行くに「女性が神様のおられる建物屋根に登らないように」といった扱いを受けたこともあるそうですが、そのような中でもキャリアを積み重ねられたこと、それを可能にした職場の柔軟さが紹介されました。学芸員の仕事は「科学と社会をつなぐ仕事」であり、「科学的視点」が公務における課題解決においていかに重要であるか、事例をあげてわかりやすくお話しいただきました。最後に貴重な文化財修復の資料やエピソードもご紹介いただきました。



事例発表では、特許庁の木村麻乃氏に特許審査官の業務と職場についてご紹介いただきました。東京都立大学大学院にて機械工学を専攻した木村氏は、理系の知識を直接生かせる仕事として特許庁を選びました。技術と法律の観点から特許申請の審査をする特許審査官の仕事は、近年ますますその分野が多岐にわたる傾向にあります。それに対応すべく研修や留学の制度があり、若手にも責任ある仕事が任せられるだけでなく、管理職も含めた女性職員の比率が高く、様々な



面で「いい意味で女性を意識せずに働ける」職場環境であると紹介されました。



可知直毅理工学研究科長の司会による、本学女子学部生・大学院生5名の公務員内定者を交えたパネルディスカッションでは、内定者それぞれから進路選択の動機や体験談をお話いただき、講演者のお二人へ「事務職と専門職の違い」「理系で学んだことがどう生かせるか」「どのような職種や立場の人とかかわるか」「女性としてどのような職業意識をもてよいか」といった質問が投げかけられました。講演者のお二人からは、いずれの職場においても入省庁後の勉強が重要であること、他の技術職や事務職との連携が欠かせないこと等について、ご自身の経験談を交えてご回答いただきました。高度な専門性もさることながら、幅広い視点で物事を捉え課題に取り組む力が求められるという先輩方の発言に、パネラーの学生達はこれからの進路に対する思いを新たにしているようでした。その後ロビーに場所を移し、参加者全員がテーブルを囲んで意見交換会を行いました。これから官庁や学芸員を目指す学生や教員も集まり、講演者と自由な雰囲気ですんなり意見交換が行われました。



文化的多様性を持つ構成員交流会 「茶道を体験してみよう～喫茶文化で国際交流～」

首都大学東京には、さまざまな国籍の教職員が在籍しています。しかし、大学の規模が大きいため、外国籍の教職員を中心とした文化的多様性を持つ構成員が交流するきっかけがつかみにくい場合もあります。ダイバーシティ推進室では、これまでも文化的多様性を持つ構成員の交流会を開催してきました。その際のアンケートから、「日本文化を知る機会があるとうれしい」「継続的な交流の機会を持ちたい」といったニーズがあることがわかりました。今回は、そうしたニーズに応えるべく、茶道という日本独特の喫茶文化を体験していただく交流会を開催しました。

交流会は2016年1月22日(金)、国際交流会館の中庭にある茶室を会場として行われました。講師に表千家茶道教授の渡邊宗扇先生をお招きし、社中の鈴木智子さんが英語での解説を務めました。1月ということで、室内は渡邊先生と社中のみなさまが心を込めて正月にちなんだ茶席のしつらえを整えてくださり、落ち着いた中にも華やかな雰囲気になりました。また、白梅・紅梅を配した庭も、週明けに降り積もった雪が程よく残り、いっそうの景観を加えていました。

14名の教職員が参加した交流会は、和やかな雰囲気の中、始まりました。まずは、掛け軸や床の間、花などを見る「拝見」が行われ、この日の茶席のしつらえについて、渡邊先生から解説がありました。次いで、茶道の基本的な作法を紹介しながら、一人ひとりにお茶がふるまわれました。茶道も初めてなら抹茶を味わうのも初めてといった参加者も多く、未知の味わいを体験していました。そこから、渡邊先生のご提案で、参加者による茶道体験が行われました。先生や社中のみなさまに手ほどきを受けながら、参加者はそれぞれがお茶をたて、参加者同士でふるま

という体験をしました。参加者同士がお茶をたてる姿を写真に撮り合うなど、笑顔があふれる中、交流も進みました。



その後、茶道の簡単な歴史や飾ってある掛け軸に書かれた言葉の意味などの解説に引き続き、この交流会で用いられた茶碗の説明が行われました。この茶碗は、今回スタッフとして参加した社中の方が自作したもので、製作されたご本人に説明していただきました。土や製法の違いと仕上げ具合の違いの関係などといった興味深いお話に、参加者からの質問も活発に飛び交い、8畳の茶室は外の寒さと裏腹に、温かい空気が広がりました。質疑を繰り返す中で、茶碗への関心はさらに高まり、ついには参加者の中から「今度は茶碗作りを体験してみたい。どこかそのような体験ができる場所はありますか?」との質問まで飛び出し、茶道とともに陶芸への関心も高まる結果となりました。

最後に、講師の渡邊先生から参加者のみなさまへあいさつをいただき、楽しい雰囲気の中、交流会はお開きとなりました。会の途中、質疑応答が活発になったところでは、参加者の中から自発的に通訳をしてくれる方が現れ、細かいニュアンスを外国籍の参加者に伝えてくれるなど、友好的な雰囲気ですんなり交流会を進めることができました。閉会後も、参加者同士、また講師と言葉を交わしながら、その場を立ちがたい様子が見受けられました。閉会直後に参加者からダイバーシティ推進室へお礼のメールが届くなど、参加者の満足度が高かったようすがうかがえ、文化的多様性を持つ構成員の交流促進という目的を果たすことができました。



交流会の参加者のうち、希望された方を初期メンバーとして、文化的多様性を持つ構成員の交流と情報交換を目的としたメーリングリストを開設しました。国際交流に関心のある本学の構成員の方で、メーリングリストへの参加を希望される方がいらっしゃいましたら、diverwww@tmu.ac.jp までメールでご連絡ください。

ダイバーシティとスポーツ ー障がい者スポーツと「公平」ということー

パラリンピックは身体に障がいを持つ選手による国際的な競技会で、現在ではオリンピック開催都市がパラリンピックを開催しています。しかし、パラリンピックの競技化が進むにつれて、新たな課題も浮上しています。

ドイツにマルクス・レームという陸上競技選手がいます。レームは右足ひざ下を事故により切断し、義足を着用して競技を行っています。2014年7月のドイツ陸上選手権に参加したレームは、走り幅跳びで8m24cmの記録を出し、健常者を破って優勝しました。ところが、この結果をめぐって「義足によってアドバンテージを得ている」「公平性に問題がある」とする意見が多方面から出されました。

私たちは、ダイバーシティの視点から、この事態をどう考えることができるでしょうか。確かに、「同じコンディションであること」を「公平」の要件とするならば、「義足によるアドバンテージ」に疑義が生じるのかもしれませんが、しかし、本当に「義足によるアドバンテージ」が生じているのでしょうか? なにより、スポーツにおける「公平」とはどういうことなのでしょう? スポーツにおける「公平性」とは、当然のように思われていることですが、改めて考えてみると、実は必ずしも明確ではないということが見えてくるのではないのでしょうか。

レームは、「ほんの教センチの差が勝敗を分ける、そんな緊張感のある戦いに身を投じてみたい。」という気持ちから、健常者と同じ大会に参加したと言います(注1)。ならば、「義足を着用しているから」という理由で競技から排除するのではなく、どうすれば「公平」な状態を作ることができるのかを考え、その仕組みを整えていく。パラリンピックという場だけに閉じ込めるのではなく、願いをかなえる場を作る。そのための工夫が、ダイバーシティという考え方には求められているのではないのでしょうか。

「一年を振り返って」

今年度入学した全員の学生、築島瞬さんに一年間の大学生活を振り返り、記事を寄稿していただきました。学内外で大きく羽を広げて活躍している姿は、大学における障がい学生支援の重要性を改めて感じるものです。

首都大に入学し、早くも一年がたとうとしています。本当に盛りだくさんな一年でした。大学の数学をいよいよ勉強し始めたこと。高校のときから憧れだった大学数学はやはり難しい学問ですが、とても楽しく学んでいます。

調査協力など、様々な形で数学以外の学問分野にも精通することができたこと。あちこちの大学へお邪魔したり、夏には広島に行ったりと、様々な場所に呼んでいただくことができました。

音楽活動を活発に行うことができたこと。ライブハウスを中心に、定期的にライブを行うなど、活動の幅が広がりました。5月には自主企画の誕生日ライブも控えています。

サークルを中心に多くの仲間と出会うことができました。おそらく一生の友人になるであろう人たちにも出会えました。

そして、漠然と思いついて、「視覚障害についてみんなに知ってもらえる場を作ること」を「視覚障害勉強会」という形で実行できたこと。学生・教職員およそ30人ほどの方に集まっていただくことができました。この会をもっともっと大きな規模にしていきたい、多くの人に視覚障害について知っていただくことが今後の目標です。目指せ、ホール講演!

一年間、多くの人たちに支えられ、がんばってやってくることができました。ありがとうございました。来年度もどうぞよろしくお願いたします。



都市教養学部理工学系数理学科コース1年 築島瞬